

# 大阪代協だより

Web版



INDEPENDENT INSURANCE AGENTS OF OSAKA INC.



われわれは、次の募集規範を遵守し、消費者の利益に貢献します。

**倫理規範**

- ①社会性・公共性の自覚 ②自己研鑽
- ③信義・誠実性 ④信用の維持
- ⑤反社会的勢力との関係遮断

**行動規範**

- ①商品説明 ②最適アドバイス
- ③アフターサービス・アフターフォロー
- ④顧客情報の守秘 ⑤法令の遵守

■発行者

一般社団法人 大阪損害保険代理業協会  
 会長 山中尚  
 大阪市北区梅田1丁目2番2-1400  
 大阪駅前第二ビル14-1-2  
 TEL06-6341-6085

■大阪代協ホームページ

<https://www.osakadaikyo.or.jp/>

## Check!理事会

2月の理事会のトピックスです

- 金融庁保険課長と代協会長との意見交換会  
 4月28日(木)オンラインで開催されます。  
 大阪代協からは山中会長が出席します。
- 活力ある代理店制度等研究会開催  
 3月2日に「活力研」が開催されました。  
 論議内容は議事録にてお伝えいたします。
- 2022年度予算案が可決されました  
 次年度総会の4号議案です。リアル活動の再開を見込み  
 次年度は若干の赤字予算を予定しています。

スケジュール等はホームページの  
 トップ画面からご確認いただけます  
<https://www.osakadaikyo.or.jp/>

## ☆☆ お知らせ ☆☆

- 日本代協ニュース（情報版）を配信しました  
 2月15日vol.42を配信しています  
<https://www.osakadaikyo.or.jp/info/3432>
- 日本代協リスクマネジメント講座開講  
 現在参加者を募集中です  
<https://www.osakadaikyo.or.jp/info/6747>
- 大阪代協60周年記念行事のスケジュール決定  
 2022年5月24日(火)  
 @大阪オーパルホール、ホテルモントレ大阪  
<https://www.osakadaikyo.or.jp/info/6863>
- 体制整備ワンポイントレッスン  
 テーマは「外部委託先管理」です。(後掲しています)

## Challenge 5 0

2月に迎えた新しい仲間です!

所属支部 代理店名(敬称略) 代申会社

和泉 フジタ保険サービス 日新火災

どうぞよろしくお願いたしますm(\_)\_m

## 日本代協特別セミナー 開催!!

Click here

日本代協プレゼンツ 特別 Zoom セミナーのご案内

『小さな企業のブランドづくりを学ぼう!』

地域の小さな企業は、どうすれば強いブランドを生み出すことができるのか、デジタルではできない価値のつくり方を学びます!

日時：2022年3月16日(水)  
 15時~17時(質疑応答あり)  
 配信：Zoom ウェビナー (1,000名)

講師：静岡県立大学経営情報学部  
 教授 岩崎邦彦先生(日本代協アドバイザー)

○事前登録  
 右記QRコードでアクセスするか、下記URLより事前登録をお願いします。  
[https://zoom.us/webinar/register/WN\\_ek5zx90WS8S3q\\_IFMxVwmw](https://zoom.us/webinar/register/WN_ek5zx90WS8S3q_IFMxVwmw)

○招待メール配信  
 前日までに登録いただいたメールアドレス宛に、Zoomへの招待メールを送信いたします。

【問い合わせ先】 一般社団法人日本損害保険代理業協会  
 TEL 03-3201-2745 E-MAIL [daikyo@nihondaikyo.or.jp](mailto:daikyo@nihondaikyo.or.jp)

## ～病気を早期発見する方がより多くの命を守ることができる～

### 公開講座「線虫がん検査『N-NOSE®』を知る！」が開催

日本代協阪神ブロック協議会は、2月19日（土）午後3時から、公開講座「線虫がん検査『N-NOSE®』を知る！」たった1滴の尿から全身のがんリスクを高精度に判定することができたら。～日々進化する「がん」の一次スクリーニング検査～をZoomウェビナーで開催しました。講師は、株式会社HIROTSUバイオサイエンス・代表取締役の広津崇亮氏です。同氏は、がん特有の匂いを嗅ぎ分けられる線虫（C. elegans）に着眼、研究し、2020年1月に簡便・高精度・安価で早期がんを発見する検査「N-NOSE」を実用化しました。現在、検査は全国にある「N-NOSEステーション」（5か所）、「N-NOSEステーション・サテライト」（12か所）で行われているほか、希望者は自宅で摂取した尿を持参あるいは回収により受けることもできます。



セミナーに先立ち、山中尚ブロック長が「がんは早期発見で治ると言われている病気です。本日、N-NOSEについて知っていただき、皆さまご自身、また大切な方をお守りできればと思います」と挨拶しました。

がんは、1981年から日本人の死因第1位で、今や2人に1人が経験し、3人に1人が死亡しています。まず、広津氏は、がんの解決は早期発見、早期治療が最重要であるにもかかわらず、日本人のがん検診受診率は3～4割程度で先進国の中で極めて低いと指摘。その理由として、①面倒（検査を受ける時間、医療機関に行くこと、がん種ごとに異なる検査を受ける必要がある）、②がんと診断されるのが怖い、③診断まで時間がかかる、④費用が



高い（1度に全身のがんを調べることができるPET-CTは1回12万円）、⑤痛みを伴う、⑥精度が高くない（腫瘍マーカーは1回数千円だが、早期がんの発見精度は10%程度）といったことを挙げました。

がん診断に至るまでには、大きくがんの有無（第1次スクリーニング）、がん種の特異性（第2スクリーニング）、画像・組織診（精密検査）と3つの区分があります。がんの早期発見という観点からは第1次スクリーニングでの検査は欠

かせません。しかし、第1次スクリーニングの検査として、便潜血検査、レントゲン検査、エコー、内視鏡検査といったものがあるものの、手軽で低コスト、痛みがなく、しかも高精度な網羅的ながんスクリーニング法は存在しませんでした。そこで同氏は、臨床現場で言われていた「がん患者には匂いがある」ということに注目し、機械を上回る高精度の嗅覚を持ち、しかも世界で広く飼育、研究されているポピュラーな生き物である線虫に着眼し、2013年5月から線虫が、がん特有の匂いを嗅ぎ分けられるかについての研究を開始しました。簡便に採取できる尿を使って検査（N-NOSE）をしたところ、ステージ0-1の段階で87%の感度でがんを発見できることが分かりました。腫瘍マーカーによる検査方法ではわずか約14%です。また、ステージ3-4においても、他の検査が約40～53%であるのに対し、N-NOSEは約9割と高い数値を示しました。

現在、N-NOSEで1度の検査で検知できるがん種は、①胃がん ②大腸がん ③肺がん ④乳がん ⑤子宮がん ⑥すい臓がん ⑦肝臓がん ⑧前立腺がん ⑨食道がん ⑩卵巣がん ⑪胆管がん ⑫胆のうがん ⑬膀胱がん ⑭腎臓がん ⑮口腔・咽頭がんの15種です。とくにすい臓がんに関しては早期の段階で検知できるだけでも革命的と言われる中、すい臓がんとそれ以外のがん種（5大がんを含む10種）の識別においても95.5%と驚異的な感度を示しています。すい臓がん特定検査は2022年中の実用化が予定されています。

N-NOSEは、がんの有無だけでなく、がん種の特特定ができる、第1スクリーニングのみならず、第2スクリーニングの機能も兼ね備えています。実際の検査は、自動解析装置フルオート機によって行われます。人手に頼っていた頃の1日あたり検体数は検査員1人あたり約5検体程度（8時間）でしたが、今は装置1台で約250検体（16時間）と飛躍的に拡大しています。機械化によって、検査精度の向上と安定化、解析キャパシティの拡大が容易になりました。現在は、保険会社や企業、健保組合、医療機関、自治体などで導入され、2020年11月からすでに約15万人が受診しています。

しかし、新型コロナの影響で昨年4～5月の検診受験率は前年比92%減となりました。これは外出規制により医療機関へ行きにくくなったことなどが原因です。そこで、ネット予約により送付されてきたキットに自宅で尿採取し、それをN-NOSEステーションに持参することで検査を受けられる（Go To N-NOSE）方法を立ち上げました。その後、さらに個人宅に検体を取りに行くサービス「N-NOSE at home」をほぼ全国レベルで開始しています。

保険業界では、すでにN-NOSEをがん保険に付帯させたり、顧客に推奨したりしている生保会社や、N-NOSE高リスク者の二次検査を補償するなどアフターフォローの充実の一環として取り入れようとしている損保会社もあります。N-NOSEが普及すると、一人ひとりのがんの現状を把握することが可能になり、がん保険の商品設計にも大きく影響してくることが考えられます。保険業界では、以前は「もしもの時の保険」と考えられていましたが、現在は健康をトータルサポートするものになってきています。これは医学会でも同じで、「もしもの時の治療」から予防や検査により病気を早期発見する方がより多くの命を守ることができるになってきています。そういった意味では両業界の変化と同社の位置づけは親しいものだとして、数社の保険会社と連携しています。

結びとして同氏は、「最近、一般の方だけでなく、保険代理店ご自身あるいはお客様がN-NOSEによってがんを早期発見することができ助かりましたといったお便りをいただくことが多くなりました。これからも引き続き関心を持っていただき、ご自身、お客様に勧めていただければ嬉しく思います」と締めくくりました。

セミナー最後に兵庫県代協の塩谷広志会長（写真右）が「医療は日進月歩で進んでいますが、やはり早期発見・早期治療が決め手になります。今、画期的な検査法であるN-NOSEが非常に注目されています。この機会にぜひ検診いただきたい」と挨拶し、終了となりました。

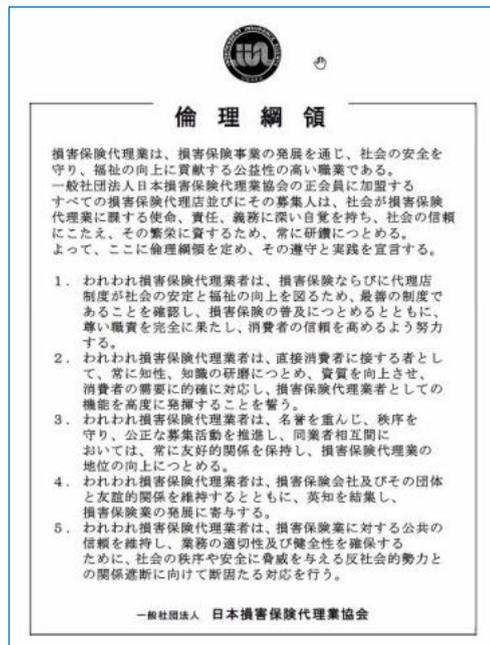
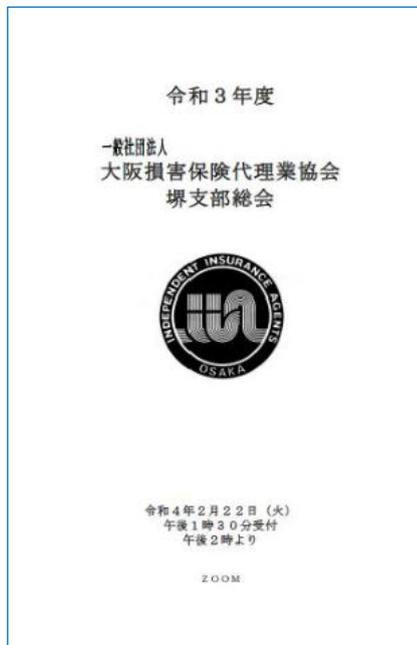
（記事：新日本保険新聞社）



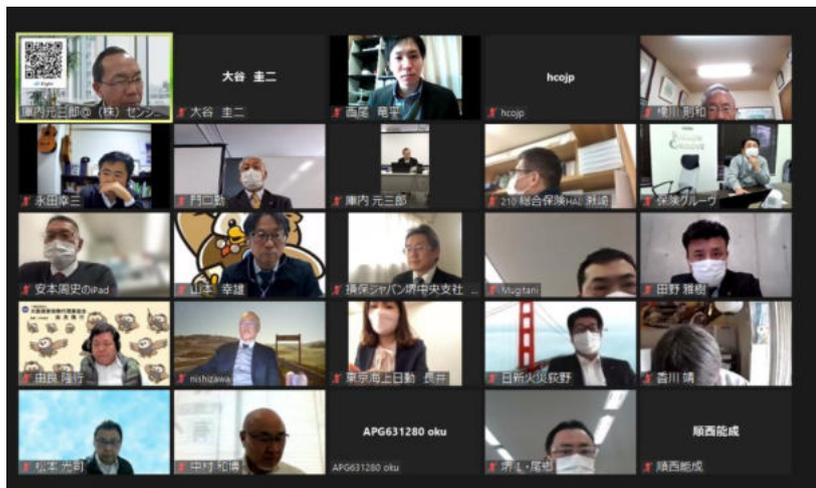
## ～ねんきん定期便からのニード喚起～

### 堺支部 支部総会&セミナーを開催しました

令和4年2月22日（火）午後2時より2部構成で堺支部総会およびセミナーがオンラインで開催されました。



第1部の総会は、26名が参加しました。まず門口支部長の挨拶では、年度を振り返り「昨年同様コロナ禍で懇親会やレクリエーションが開催できず、会員同士の交流がなく残念だった。しかし、最後の総会でオンラインセミナーが開催でき、皆さんの本業のお役に立てたことはせめてもの救いだった。」と述べました。引き続き、大阪代協 安本副会長、ご来賓を代表して、あいおいニッセイ同和損保(堺堺支店次長 桑島隆夫氏にご挨拶をいただきました。



次に、支部長を議長として付議事項4議案の説明があり、参加者から異議なしと承認されました。最後に大西副支部長より各種活動および提携事業の紹介があり、無事総会が終了しました。

#### <付議事項>

- 1号議案 令和3年度支部活動報告および助成金報告
- 2号議案 令和4年度活動計画案承認の件
- 3号議案 支部役員および委員の件
- 4号議案 その他

第2部のセミナーは、41名が参加しました。テーマは生保販売の際に説明が義務化され、今話題の『公的保険入門セミナー』です。講師には公的保険アドバイザー協会理事である 山中 伸枝氏(写真左)をお迎えいたしました。



まず、本題に入る前に金融庁が保険会社向けに出した監督指針を説明されました。

当該指針では、特定保険募集人等の教育について「公的保険を補完する民間保険の趣旨に鑑みて、公的保険制度に関する適切な理解を確保するための十分な教育を行っているか。」と問題を提起しています。

これは、私たち代理店の仕事に置き換えれば、「お客様に対して保険を提案する上で、公的保険の受取試算

額などをしっかり案内できているか」ということになります。

**被保険者区分と現在の収入が分かる**

最近の月別状況です  
下記の月別状況や裏面の年金加入期間に「われ」や「誤り」があると思われる方、特に、転勤・転職が多い場合、姓(名字)変わったことがある場合などは、お近くの年金事務所に問い合わせください。

第一号被保険者 第三号被保険者	国民年金 (第1号・第3号) 納付状況		厚生年金保険		第二号被保険者
	加入区分	標準報酬月額 (平均)	標準報酬月額 (平均)	保険料 納付額	
			給与	賞与	

Copyright © 公的保険アドバイザー協会 All Rights Reserved

そこで、本セミナーでは誕生日月に全ての方に送付される「ねんきん定期便からのニード喚起」として、ねんきん定期便（ハガキ）の記載内容から「お客様の被保険者区分と現在の収入が分かる」「これまでの履歴と現時点での年金額が分かる」等、ねんきん定期便の見方を教えていただきました。

次に、ねんきん定期便で把握した収入額や年金額をもとに3つのニード喚起についてお話いただきました。

### 1. 病気やけがで働けなくなった時の備え

公的保険から傷病手当金が支給される会社員と支給されない自営業者への民間保険の備えの考え方を学びました。

**これまでの履歴と現時点での年金額が分かる**

1. これまでの保険料納付額 (累計額)

(1) 国民年金納付額	円
(2) 厚生年金保険料・遺族厚生年金納付額	円
一般厚生年金納付額	円
公務員厚生年金納付額	円
私学共済厚生年金納付額	円
(1)と(2)の合計	円

2. これまでの年金加入期間 (※国民年金の掛け付けには、最低として120月以上の参加資格期間が必要です)

加入区分	加入開始年月	加入終了年月	加入期間 (月)
国民年金 (a)	月 月	月 月	(a)
厚生年金保険 (b)	月 月	月 月	(b)
一般厚生年金	月 月	月 月	(c)
公務員厚生年金	月 月	月 月	(d)
私学共済厚生年金	月 月	月 月	(e)
厚生年金保険計	月 月	月 月	(a+b+c+d)

3. これまでの加入実績に応じた年金額

(1) 老齢基礎年金	円
(2) 老齢厚生年金	円
一般厚生年金納付額	円
公務員厚生年金納付額	円
私学共済厚生年金納付額	円
(1)と(2)の合計	円

この定期便は、下記欄のデータで作成しています。納付額や加入期間が正確に反映されているかどうかを確認してください。

このデータは、マイナンバーが目的の自由な方のためのもので、個人情報は保護されています。

Copyright © 公的保険アドバイザー協会 All Rights Reserved

## 2. 家族が亡くなった時の備え

公的保険から支給される「遺族基礎年金」「遺族厚生年金」の具体的な支給額を計算して万一の時の備えを学びました。

## 3. 長生きに向けた資産形成

厚生年金がある会社員と国民年金のみの自営業・主婦の年金支給額を知り将来に向けた資産形成の必要性を学びました。

このように「ねんきん定期便」1枚のハガキの見方を習得すれば、今回の法改正に対応することができます。また、お客様への適格なアドバイスの実践により、さらなる信頼獲得につながることを、このセミナーで学ぶことができました。大変有意義な時間でした。

（記事：堺支部 大谷記者）

# ～新しい支部「南支部」が誕生します！～

## 南大阪支部・阿倍野支部合同で支部会・支部総会を開催しました

2022年2月24日（木）、阿倍野支部との合同支部会および南大阪支部支部総会を開催しました。両支部は、4月に合併が決定していますので今回が初顔合わせ、ということでここでは是非ともリアル開催をと調整していましたが、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、残念ながらZoomでの開催となりました。

冒頭に、阿倍野支部恒例の、資料を確認しながら『我々の大阪代協とは』として、目的や事業内容を再度確認する時間がありました。慌ただしい日々の中でつい忘れがちになる【自分がなぜ代協活動に参加しているのか】について、毎回再チェックができる良い時間だと思いました。



続いて山中会長の挨拶がありました。

- ・2つの支部が合併することにより新たな交流が生まれ、今以上に活発な活動になる。喜ばしいことだ。

- ・金融庁による代理店へのヒアリングは現在も行われている。大阪代協ホームページに、体制整備の支援策が記載されているので是非とも利用してほしい。

- ・昨年4月27日に、金融庁と代

協会長との意見交換会が初開催され、詳細が『代協活動の現状と課題』（2021年度版）に記載されているので一読してほしい。我々に密接な、非常に興味深い内容である。

その後はブレイクアウトルーム機能を使い、各支部に分かれての支部総会を行いました。会計報告や、各委員や役職に関する異動、合併後の支部会の開催地等についての審議を中心に進み、Zoom上ではありましたが、長い時間、おなじみのメンバーで行ってきた南大阪支部への名残を惜しみました。

再びメインルームへと戻り、一人1分の自己紹介タイムへと移りました。参加者は、それぞれに自社の強みや趣味特技等を紹介し、短い持ち時間の中でしっかりとアピールしていました。メンバー個々のキャラクターの面白さ（クセ、アクの強さとも言います）が画面越しでもよく伝わり、今後活気のある支部になっていく期待感が高まりました。

最後に、阿倍野支部の西村支部長より、4月からの新支部名は【南支部】であることが正式発表され、新役員も出席者全員一致で承認されました。今後の支部の行事日程や支部会開催場所などの詳細は状況をみながら臨機応変に対応

していきませんが、これからの展開を楽しみに待ちたいと思います。

（記事：南大阪支部 田中記者）



来月から大阪代協だよりは  
**大阪代協広報station**  
**おおさか I I A**  
 として  
 生まれ変わります  
 ご期待下さい

《体制整備の豆知識Part6》 2022.2.28  
ふたのワンポイントレッスン Vol. 11 「外部委託先管理」

お疲れさまです。ワンポイントレッスン第11号をお送りします。今回は外部委託先管理について解説いたします。顧客情報を外部業者に委ねる場合に情報漏えいを防止する体制が取られているか、保険代理店にとって大変に重要な管理体制となります。外部業者とは、募集行為に該当しない事務の委託先、コールセンター事業者、運送業者、不要となった書類を廃棄するためのシュレッダー業者、専門職業人、専門便の運送企業者などが該当します。

#### 《基本ルール》

外部委託先が選定基準や契約内容を遵守しているか、個人データを適切に取り扱っているかを定期的を確認する。外部委託先が再委託を行う場合も同様の取扱いとします。

#### 《観点》

個人データの取扱いを外部業者に委託する場合（変更・追加を含む）は、次のような対応を適切に行っているか。

- 適切性、安全性等の審査を行い、事前に所属保険会社の承認を受ける。
- 委託者（代理店）の監督・監査・報告徴収に関する権限、目的外利用の禁止、再委託の条件、漏えい事故の際の委託先責任等の安全管理措置を盛り込んだ委託契約書等を締結する。（約款代替可）
- 委託を行った場合、次の対応を行い、外部委託先を適切に管理・把握できる態勢を整備しているか。
  - ・ 委託契約内容（安全管理措置等）の遵守状況を定期的を確認している。
  - ・ 所属保険会社の規定等に従い、外部委託先を適切に管理している。
  - ・ 外部委託先を追加・変更・廃止した場合、外部委託先を管理している台帳・リスト等を修正している。所属保険会社の規定等に従い、所属保険会社に適宜報告している。

#### 《注意点》

##### （1）保険会社の事前承認

顧客情報を外部業者に委託する場合、事前に保険会社の承認を受ける必要がありますが、代理店監査では以下のような不備が散見されます。

- ・ 事前承認ルールを認識しておらず、保険会社からの承認を受けていない。
- ・ 代申会社のみ承認を受けて、非代申会社からは承認を受けていない。

##### （2）顧客情報を適正に取り扱っているかの点検・監査

個人情報保護法では、外部委託業者が法令を遵守して適正な管理を行なっていることを定期的に点検・監査して記録を残すことを求めています。代理店監査では多くの不備が確認されます。

〔作成：日本創倫株式会社 専務取締役（SEO）オフィサー事業部長 風間利也〕

〔配信：日本代協〕